

## 宅建朝から1問 宅建業法 宅建士証 宅建 H30-42-3 <<#927>>

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引士は、事務禁止の処分を受けたときは宅地建物取引士証をその交付を受けた都道府県知事に提出しなくてよいが、登録消除の処分を受けたときは返納しなければならない。

【答え】 誤り

### <<ポイント>> 宅建士証【宅建★入門】

●事務禁止処分 ⇒ 速やかに、交付を受けた知事に提出

※ 宅建士証の提出を受けた知事は、禁止の期間が満了した場合に、**その提出者から返還の請求**があつたときは、**直ちに**、当該宅建士証を**返還**しなければならない

●登録消除・宅建士証が失効 ⇒ 速やかに、交付を受けた知事に返納

●上記の宅建士証の提出・返納の規定に違反 ⇒ 10万円以下の過料

【渋谷会】夏の宅建講座をご利用ください

夏から一気に挽回 ⇒ 「宅建 夏からインプット【速攻 30】講座」

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建 夏から【速攻】合格セット」上記 2 講座のセット

<https://shibuyakai.com/>